

委託業務特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第２条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第３条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第5条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者

と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第8条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第10条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第11条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費

（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が
整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要
領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第 12 条 本業務における特記仕様事項は、別添「河川施設点検業務 特記仕様事項」
のとおりとする。

河川施設点検業務 特記仕様事項

1. 業務目的

本業務は、飯尾川（徳島県土整備事務所管内）における堤防、護岸等について点検を行い、健全度を評価するものである。

2. 適用基準

本業務の実施にあたり、準拠すべき基準等は以下のとおりとする。

- ・河川管理施設等構造令
- ・河川砂防技術基準（調査・計画・設計編）（国土交通省）
- ・堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（国土交通省 水管理・国土保全局）
- ・中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（国土交通省 水管理・国土保全局）
- ・その他必要な関係法規・基準

なお、これにより難しい場合には、協議によるものとする。

3. 対象範囲

本業務において、対象とする河川施設の範囲は次のとおりとする。

- ・一級吉野川水系飯尾川 距離標 No. 0～No. 35 の内、暫定改修済区間
- ただし、他河川の堤防等と兼用している区間は除く

4. 業務内容

主な業務内容は、次のとおりとする。

（１）計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を把握し、業務遂行の基本方針を定め、人員配置、工程計画立案等、全体作業の円滑な遂行を図るための検討を行い、業務計画書を作成する。

（２）資料収集整理

本業務の実施にあたり、必要な文献・資料、報告書を収集・整理し、業務遂行の基盤とする。

（３）護岸等点検調査

（ｉ）点検計画策定

現地点検に先立ち、効率的で効果的な点検を行うため、点検箇所（河道、法面、天端等）、点検項目、手法などからなる点検計画書を作成する。なお、これらの作成にあたっては、適用基準を参考とする。

(ii) 点検調査

点検計画に基づき現地点検を実施する。点検は徒歩で行い、外観を目視により状況把握することを基本とし、必要に応じて計測を行う。

状況把握については、GPS機能付カメラ等を活用して効率化に努めること。

(iii) 点検結果とりまとめ

点検調査の結果をとりまとめる。現地の状況を確実に報告書に反映するため、状況写真や必要に応じて平面図や標準横断図を作成する。なお、取りまとめ記録(様式)についての検討を含む。

(iv) 点検結果の評価

点検結果により、点検箇所の状況について治水機能確保の観点から評価を行う

(4) 照査

仕様書に基づく諸条件、検討項目について、業務の中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜照査を実施する。

また、全作業終了後にはすべての内容について照査し、照査報告書を取りまとめる。

(5) 報告書作成

業務の各段階で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。

5. 打合せ協議

本業務の打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、必要に応じて電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮するものとする。

(a) 業務着手時

(b) 中間打合せ(1回)

(c) 成果品納入時

6. 成果品

本業務の成果品として、次の報告書等を作成するものとする。

・報告書(A4版印刷物) 1部

・報告書概要版(A4版印刷物) 1部

・電子データ(上記一式、CD-R等の電子媒体) . . . 2部(正1部、副1部)

ただし、報告書の説明等に必要な場合に概要版等をA3版で納めることを妨げない。